

## 「グリーンインフラの新技術開発支援事業」公募実施の公示

令和8年1月30日  
総合政策局環境政策課長 竹内 大一郎  
(公印省略)

次のとおり、応募書類の提出を招請します。

### 1. 公募概要

グリーンインフラの新技術開発支援事業(以下「本事業」という。)は、グリーンインフラの社会実装により、地球温暖化の緩和、防災・減災、ポストコロナの健康でゆとりある生活空間の形成等を推進するため、産学による先端的な技術開発を促進するとともに、産官学連携により、開発された技術のグリーンインフラ事業における積極的な地域実装を図ることを目的とした事業です。

### 2. 公募対象

本事業の公募対象とする研究・開発技術は、次のとおりです。

なお、公募開始時までに広く実用化されている技術<sup>※1</sup>は公募の対象とはなりません。

#### [公募対象の技術]

対象技術Ⅰ：多様な効果<sup>※2</sup>を発揮するグリーンインフラの導入技術

対象技術Ⅱ：効率的な維持管理に資する技術

対象技術Ⅲ：地域コミュニティ形成や理解醸成に資する技術

対象技術Ⅳ：上記以外のグリーンインフラに関する技術

対象技術Ⅳは、新技術の実用化に向けた研究・開発等の必要性が認められる提案であれば選定の対象とします。

(※1) 既に実施設として導入済み、契約済みの技術とします。ただし、実用化されている技術を組み合わせて既存技術よりも効率的、経済的な効果の向上が可能なものは、公募の対象とします。

(※2) グリーンインフラ推進戦略2030(P12~13)に示す効果のうち、防災・減災効果を含む2種類以上の効果を有するものを、公募の対象とします。

### 3. 応募者の資格

本事業の実施者は、次の資格を満たし、かつ現地での実証等のためのフィール

ドの提供等、地方公共団体等の土地所有者の協力が得られることを証明できる者とします。なお、複数の企業、機関等からなる共同体も実施者となることができます。その際は、共同体の中から本事業に係る代表者を選定して頂き、その者は、共同体を代表して、本事業に係る連絡調整等を国との間で行うものとします。なお、共同体を構成する全ての者が以下の（1）から（7）の要件に適合している必要があります。

また、共同体が実施者となる場合は、公募要領 別添資料2「共同体協定書(例)」を参考に、共同体協定書を締結し、応募書類提出時にその写しを提出して頂きます。共同体協定書に定める、共同体発足から解散までの期間は「応募書類提出日から令和9年3月31日(火)」としてください(当該期間を含む期間も可)。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格の申請を行い、契約日までに有する者であること(但し、地方自治体を除く)。なお、申請中の者は申請が確認できる書類を提出すること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 実施者が以下の各号のいずれかに該当していること。
  - ① 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関
  - ② 研究を目的にもつ、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人並びに公益財団法人
  - ③ 日本に登記されている民間企業等(※1)

※1 「③日本に登記されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とする。

- 1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。  
(定款及び財務諸表を添付すること)
- 2) 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。  
(応募した技術研究開発を自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。(例) 研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等)

3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

(6) 情報管理体制に関する要件

本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料（様式－6）を情報管理規則等の内規を添付の上、担当部局へ提出すること。

(7) 業務を実施するにあたり知り得た情報を外部に漏らし、または、他の目的に利用してはならない。

#### 4. 応募手続き

(1) 公募期間

令和8年1月30日（金）～令和8年2月24日（火）17:00（必着）

(2) 応募方法

- ・公募への参加希望者に、公募要領及び応募様式を交付します。
- ・原則、電子メール又はオンラインストレージを利用した交付とします。
- ・交付を希望する者は以下の内容にて「5. 応募先及び問合せ先等」に記載のE-mailアドレス宛に(1)の期間中にメールを送付してください。担当部局からは、受信したメールアドレス宛に返信します。

メール件名：「グリーンインフラの新技術開発支援事業」の公募資料等交付願

メール本文：参加者の住所

　　氏名（法人の場合は、その名称又は商号）

　　担当者氏名

　　担当者連絡先

- ・公募要領とともに交付される様式（1～6）に記入し、「5. 応募先及び問合せ先等」に記載のE-mailアドレスへ送付してください。
- ・ファイル容量は原則10MB以下としてください。やむを得ず10MBを超える場合は、提出に先立ってその旨を「5. 応募先及び問合せ先等」に記載のE-mailアドレスへご相談ください。
- ・応募にあたっては指定した様式を参考として、日本語で作成し、指定した枚数を大幅に超えることや枠をはみ出して作成することのないようお願いします。また、文字の大きさについては10.5pt以上としてください。

#### 5. 応募先及び問合せ先等

(1) 応募先及び問合せ先（担当部局）

国土交通省 総合政策局 環境政策課 グリーンインフラの新技術開発支援事業担当 宛

電話 03-5253-8111 (内線 24-422)  
E-mail : [hqt-green-infra@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-green-infra@gxb.mlit.go.jp)

(2) 問合せ期間  
令和8年2月24日（火）17:00まで

(3) 問合せ方法  
E-mail（様式自由。使用言語：日本語）にて受け付けます。

(4) 問合せ内容と回答の公開  
寄せられた質問および回答につきましては、応募手続きの公平性等の観点からの必要に応じ、ホームページにて順次回答（公開）いたします。

## 6. その他

本公示文に記載のない事項については、公募要領を参照してください。